

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

OCTOBER 2019  
 VOL.615

# 10

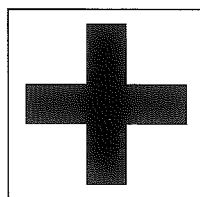


只今お食事中(ひたち海浜公園)

写真提供者: ひたちなか市 櫻井 志好 氏

## ●2019 10月号 CONTENTS●

令和元年度 全国労働衛生週間表彰……………2	第413回 KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会のご案内…9
茨城県最低賃金を改正します……………4	衛生推進者養成講習のご案内……………10
労働基準行政功労者の方に感謝状……………4	労災保険二次健康診断等給付を受ける場合の留意点…11
パートタイム・有期雇用労働法の施行まであと半年です……………5	総務部総務課 山口六平太が、おススメする「労働保険の電子申請」…12
来月、11月は労働保険適用促進強化期間です……………6	過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します……………13
労働保険料算定基礎調査を実施します……………6	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………14
10月は「年次有給休暇取得促進期間」です……………7	巡回健診等のお申込みは各地区労働基準協会へ!!……………15
働くみんなに退職金効果!……………7	県内の労働災害発生状況速報……………15
「自営型テレワーク」の適切な契約ルールをご確認ください…8	令和元年 死亡災害発生状況……………15
労働保険概算保険料(第2期分)の納付は10月31日までに…9	講習会のご案内……………16



# 令和元年度 全国労働衛生週間表彰

日時：令和元年10月4日

場所：ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホール

(茨城県立県民文化センター大ホール)

第70回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、10月4日ザ・ヒロサワ・シティ会館（茨城県立県民文化センター）大ホールで「令和元年度茨城県産業安全衛生大会」が開催され、優良事業場等表彰が行われます。

式典では、厚生労働大臣表彰の披露に続き、茨城労働局長と県内各労働災害防止団体長から表彰状が授与されます。

本年度の受賞者は次のとおりです。（敬称略）

## 厚生労働大臣表彰

優良賞 フジタ・平成建設特定建設工事共同企業体  
石岡市新庁舎建設工事（石岡市）

## 茨城労働局長表彰

優良賞 竹中・鈴縫・秋山・岡部特定建設工事共同企業体 日立市新庁舎整備事業  
第2期工事数沢川改修事業第2期工事（日立市）  
株式会社カネカサンスパイス 茨城工場（結城市）

奨励賞 イチカワ株式会社 岩間工場（笠間市）  
三菱マテリアル株式会社 筑波製作所（常総市）  
三菱ケミカル株式会社 筑波工場（牛久市）  
日鉄大径鋼管株式会社（神栖市）

功績賞 山村 邦男 山村医院院長、茨城産業保健総合支援センター産業保健相談員

## 一般社団法人茨城労働基準協会連合会長表彰

事業場賞 平沼産業株式会社（水戸市）  
富士電機株式会社 筑波工場（稲敷郡阿見町）  
大塚セラミックス株式会社（下妻市）  
株式会社カー（筑西市）  
株式会社茨城テック（常陸大宮市）  
常陸農業協同組合（常陸太田市）  
十和運送株式会社（つくばみらい市）  
丸全昭和運輸株式会社 鹿島支店（神栖市）

功績賞 正岡 友樹 京三電機株式会社(古河市)  
高田 清 一般社団法人常総労働基準協会(つくばみらい市)

### 建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 株式会社利光工務店(高萩市)  
株式会社富晃(つくば市)  
常磐建設株式会社(龍ヶ崎市)

現場賞 株式会社青木建設(猿島郡五霞町)  
株式会社後藤工務店(常陸太田市)  
株式会社若葉工務店(常陸大宮市)  
大森建設株式会社(久慈郡大子町)

功績賞 千葉 和男 東水建設株式会社(ひたちなか市)  
石嶋 尚 株式会社石島建設(結城市)  
石神 雅信 日鉄テックスエンジ株式会社 鹿島支店(鹿嶋市)

### 陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 株式会社向洋(北茨城市)  
城西物流倉庫株式会社(日立市)  
有限会社菊池商事(常陸大宮市)  
株式会社三友(ひたちなか市)  
ファーストログコム株式会社 茨城支店(水戸市)  
柿岡丸正運送有限会社(石岡市)  
有限会社岡沢機械サービス(稲敷市)  
八紘運輸株式会社(牛久市)  
有限会社桜井運輸(古河市)  
株式会社新幸運輸倉庫(猿島郡五霞町)  
株式会社石間流通(行方市)

功績賞 宮田 一弘 結城陸運株式会社(結城市)

### 林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 有限会社鉾田製材所(笠間市)

功績賞 戸辺 洋一 大子町森林組合班長(久慈郡大子町)

### 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部日立支部長表彰

事業場賞 日立埠頭株式会社(日立市)

### 港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部鹿島支部長表彰

事業場賞 山九株式会社 鹿島支店(神栖市)

# 茨城県最低賃金を改正します

## 令和元年10月1日から 時間額849円

茨城労働局長(福元俊成)は、本年7月4日に茨城地方最低賃金審議会(会長 田中 泉)に対し、茨城県最低賃金の金額改正について諮問し、8月5日、時間額を27円引き上げて849円とする旨の答申を受けました。茨城労働局長は、これを受けて茨城県最低賃金を答申どおり改正する決定を行い、公示しました。効力発生日は、本年10月1日(火)です。

# 茨城県最低賃金

令和元年10月1日から

チェック!

# 時間額 849円

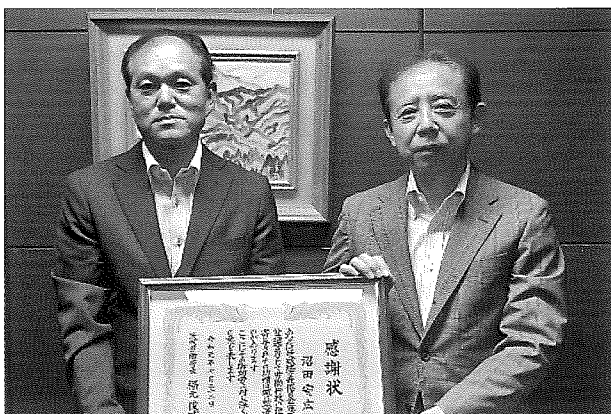
※年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

✓ 中小企業・小規模事業者が事業場内の最低賃金を一定額引き上げて、生産性向上のための設備投資等を行った場合、その費用の一部を助成する制度(業務改善助成金)があります。  
詳しくは、茨城労働局雇用環境均等室へ(電話029-277-8294)



厚生労働省 茨城労働局・労働基準監督署

## 労働基準行政功労者の方に感謝状



沼田氏(左) 福元局長(右)

茨城労働局長から、このたび、株式会社茨城新聞社代表取締役社長沼田安広氏に感謝状を贈呈いたしました。

沼田氏は、平成26年4月から平成31年3月までの6年間、地方最低賃金審議会公益代表委員として積極的に労使委員との意見調整を図り、実効性のある最低賃金の決定に貢献をいただきました。

# パートタイム・有期雇用労働法の施行まであと半年です 正社員と非正規社員の間不合理な待遇差が禁止されます!

## 2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法\*1や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)**、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

### 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

**均衡待遇規定<法第8条>**  
**(不合理な待遇差の禁止)**

①職務内容\*2、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

**均等待遇規定<法第9条>**  
**(差別的取扱いの禁止)**

①職務内容\*2、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

①**均衡待遇規定**について、個々の待遇\*3ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>

※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

②**均等待遇規定**について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>

③待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン(指針)を策定**。<法第15条>

[改正前→改正後] ○:規定あり △:配慮規定 ×:規定なし ◎:明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	② × → ○+労使協定
ガイドライン(指針)	× → ○	× → ○	③ × → ○

パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ  
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、  
取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



## 来月、11月は労働保険適用促進強化期間です

労働保険(労災保険と雇用保険の総称)は、法律により農林水産業の一部を除き、一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられており、労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

特に11月は、厚生労働省が定めた「労働保険適用促進強化期間」として全国的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図るとともに、労働保険の適用を促進することとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

## 労働保険料算定基礎調査を実施します

茨城労働局では、毎年労働保険料の算定基礎調査を実施しております。

この調査は、労働保険年度更新手続きにより申告された前年度及び前々年度の確定保険料について、適正徴収の確保と費用負担の公平を期すことを目的に実施するものです。

調査の対象となる事業場は、原則として過去2年以上未実施の事業場を予定しております。

調査の実施方法につきましては、対象事業場への立ち入り調査を原則といたします。

また、算定基礎調査を実施する際には、適用業種・保険料率の適否についても併せて確認させていただくことがあります。

過去の調査結果では、短時間就労者(パート・アルバイト等)のうち雇用保険の加入要件を満たす者の賃金算入もれによる過少申告や、労働者と認められない取締役等の役員報酬の誤算入による過大申告が見られます。また、建設の事業では、元請工事や追加・変更工事、前年度以前からの繰越工事の算入もれ、適用業種の誤り等が見られます。

算定基礎調査において誤りが発見された場合には、過少申告については、不足保険料額を追加納付していただくとともに、追徴金を納付していただくこととなります。過大申告については、過大保険料額が還付請求手続きにより還付されることとなります。

調査対象となった事業場につきましては、事前に調査実施の日時、準備資料等について通知いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室  
電 話 029-224-6213

# 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です ～労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう～



企業において、来年度の業務計画の作成にあたり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

## 働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？

土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」。  
労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせ、3日(2日)+1日以上 の休暇を実施しましょう。

## 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

### 1) 導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

### 2) 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

### 3) 活用方法

企業、事業場の実態に合わせた様々な付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

【問い合わせ先】茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

安心



活気



やる気



# 働くみんなに 退職金効果！

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

**安全** 国の制度だから安心  
掛金の一部を国が助成します。

**有利** 掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

**簡単** 社外積立だから管理もラクラク  
転職先でも引き継げる「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

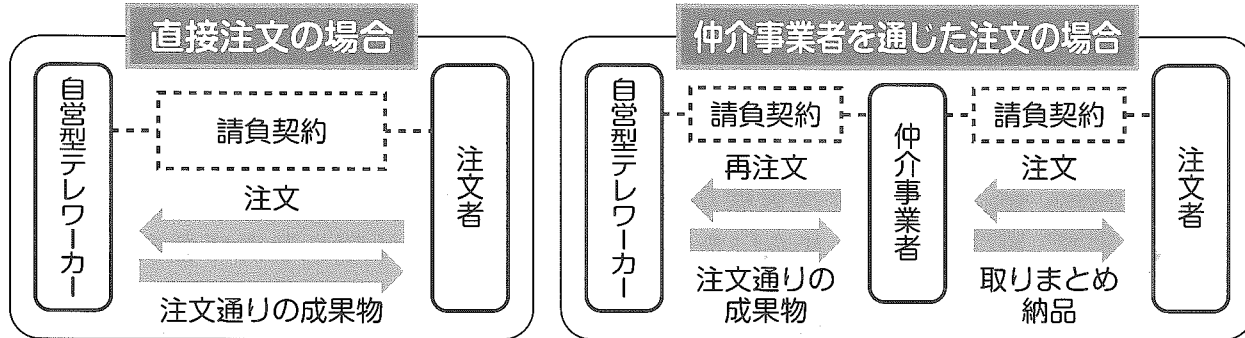
〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1  
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

# ～「自営型テレワーク」の適切な契約ルールをご確認ください～

## 自営型テレワークとは？

注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労をいい、職種には次のようなものがあります。（※個人事業主となります。）

- 【例示】
- 〔 文書（データ）入力 / 設計・製図 / デザイン / 画像加工 / DTP / 映像制作 / プログラミング / 翻訳 / システム設計 / リサーチ・分析 / 音声おこし 等 〕



※これ以外にも、“仲介事業者が、あっせんやクラウドソーシングの提供を行うタイプ”等の場合もあります

## 自営型テレワークの適切な実施のためのガイドラインとは

### 関係者が守るべき事項

#### 【募集時：募集内容の明示】

- ①注文する仕事の内容 ②成果物の納期予定日 ③報酬予定額、支払期日・支払方法
- ④諸経費の取扱い ⑤提案・企画、作品等に係る知的財産権の取扱い ⑥募集内容に関する問合せ

#### 【契約時：契約条件の文書明示】

- ①注文者の氏名・名称、所在地・連絡先 ②注文年月日 ③注文した仕事内容
- ④報酬額、支払期日・支払方法 ⑤諸経費の取扱い ⑥成果物の納期 ⑦成果物の納品先・納品方法
- ⑧成果物の内容について検査をする場合は、その検収日 ⑨契約条件を変更する場合の取扱い
- ⑩成果物に瑕疵がある等不完全であった場合や、その納入等が遅れた場合の取扱い
- ⑪成果物に係る知的財産権の取扱い
- ⑫業務上知りえた個人情報・注文者等に関する情報の取扱い

### 仲介事業者が守るべき事項

#### 【主な事項】

- ①募集段階で仲介業者に求めるべき事項
- ②手数料を徴収する場合に関する事項
- ③テレワーカーや応募者の個人情報の取扱いに関する事項
- ④苦情処理体制や整備に関する事項
- ⑤注文者である仲介事業者（①の仲介事業者）に求められる事項

その他、「契約条件の不利益変更を強要・契約解除等に関する事項」や「健康確保措置としての事項」等があります。ガイドラインの詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)サイト右上のサイト内検索にて「自営型テレワーク ガイドライン」で検索の上、ご確認ください。

上記に関する問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)まで



## 労働保険概算保険料(第2期分)の納付は10月31日までに

労働保険料の年度更新申告において、概算保険料の金額が40万円(労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している場合は20万円)以上の場合、労働保険料の納付を3回に延納(分割納付)することができます。

各期の法定納付期限は **全期・第1期分 令和元年 7月10日**  
**第2期分 令和元年10月31日**  
**第3期分 令和2年 1月31日** となります。

第2期分の納付書は10月中旬発送予定としておりますので、納付期限までに納付されますようお願いいたします。

なお、口座振替にて納付される場合の振替日は令和元年11月14日となります。

労働保険料の納付等にかかるお問い合わせは、**茨城労働局労働保険徴収室(029-224-6213)**又は各労働基準監督署までお願いいたします。

## 第413回KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会のご案内

今般、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターにおいては、標記の研修会を下記により行うこととなりましたのでご案内申し上げます。

本研修会は、労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するために、ゼロ災運動、危険予知訓練を中核となって推進するKYT(危険予知訓練)トレーナーを養成することを目的として開催されるものです。

ゼロ災職場実現のために、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

### 記

- 開催日：令和元年12月5日(木)～12月6日(金)
- 場所：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 対象者：現場におけるゼロ災運動・KY活動の推進者、トレーナーとなる管理監督者、安全スタッフ等
- 内容：指差し呼称、基礎4ラウンド法、1人4RKYT、ゼロ災チームミーティング
- 参加費：参加費にはテキスト代、昼食代、消費税が含まれています。

区分	料金	割引料金
中災防賛助会員	31,680円	19,008円
一般	35,200円	21,120円

※受講料の割引料金が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ、労災保険の適用事業場です。(上記要件を確認するため、お申込の際に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」の写しを提出いただくこととなります。)

- お申込先：中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター  
お問合せ先 TEL 03-5484-6701 **FAX 03-5484-6704**  
(お申込用紙は、中災防 関東センター HPからダウンロードしてください。)
- 定員：60名(先着順、定員になり次第申込を締め切ります。)

# 事業主の皆さまへ コンプライアンス 衛生推進者を選任しましょう

## 衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法第12条の2により、☆印に書かれている業種及び規模の事業場(例:飲食店や食料品小売業、ホームセンター、介護事業など)に対して**衛生推進者**を選任し、その者に労働衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

本講習は、衛生推進者の選任を義務付けられている事業場において新たに衛生推進者として選任された方が、その職務を遂行する際に必要な知識の向上を図るものです。

なお、10人以上50人未満の工業的業種の事業場は、安全衛生推進者の選任が義務付けられていますので、安全衛生推進者講習については最寄りの労働基準協会にお問い合わせ下さい。

☆衛生推進者の選任を要する業種・規模については、下記の業種であって、常時使用する労働者数が**10人以上50人未満の非工業的業種の事業場**(常時50人以上の場合は衛生管理者の選任が義務付けられています。)  
金融・保険・証券業、各種商品卸売業及び各種商品小売業以外の卸売業と小売業、不動産取引・賃貸・管理業、物品賃貸業、理容・美容・浴場業、葬儀業、映画業、劇場・興行場、公園・遊園地・遊技場、駐車場業、情報サービス・広告業、病院・診療所等医療業、幼稚園・教育施設、社会福祉・介護事業、飲食業などの非工業的業種

1. 日 時：令和元年12月16日(月) 8:50～15:30
2. 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(駐車場有り)  
水戸市渋井町堺橋263-1(大洗鹿島線 東水戸駅下車 徒歩約15分)
3. 研修内容：①作業環境管理及び作業管理 2時間  
②健康の保持増進対策 1時間  
③労働衛生教育 1時間  
④労働衛生関係法令 1時間
4. 対象者：上記「☆印の衛生推進者の選任を要する業種・規模」のとおり
5. 受講料等：8,800円(受講料7,700円(税込)、テキスト代1,100円)
6. 定 員：50名
7. 申込期限：令和元年12月9日(月) (但し定員に達した場合は期限前でも締切ります。)
8. 申込方法：受講申込書は茨城労働基準協会連合会ホームページ「安全衛生教育」の「衛生推進者講習」の中にある申込書をダウンロードするか、又は問合せ先に電話等を頂ければ受講申込書を送付します。
9. 問合せ先：(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F

# 労災保険 二次健康診断等給付を受ける場合の留意点

労災保険では、業務によるストレスや過重な負荷による脳血管疾患や心臓疾患の予防を図るため「二次健康診断等給付」という制度を設けております。

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の予防を図るための医師等による特定保健指導を、受診者の負担なく受けることができる制度です。

## 概要

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において、「過労死」等（業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発症）に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付します。

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、①血圧検査 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④腹囲の検査又はBMI（肥満度）測定 の4項目すべての検査について「異常」の所見があると診断された場合に受けることができます。

なお、労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している方は対象となりません。

## 給付内容

### 1. 二次健康診断

○空腹時血中脂質検査 ○空腹時血糖値検査 ○ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断で実施済の場合は不可） ○負荷心電図検査又は胸部超音波検査 ○頸部超音波検査 ○微量アルブミン尿検査（一次健康診断の尿蛋白検査結果が（±）または（+）の場合にのみ可）

### 2. 特定保健指導

検査結果に基づく、医師又は保健師による栄養指導、運動指導、生活指導

## 請求手続き等

※労災保険の特別加入者の方は受診できません。

※1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回のみ受診できます。

※健診給付病院等として指定された医療機関でのみ受診できます。

※二次健康診断等給付請求書に一次健康診断の結果を添えて健診給付病院等を経由しての請求となります。

※一次健康診断実施日から3か月以内に二次健康診断等給付の請求を行ってください。

※二次健康診断等給付請求書は、茨城労働局HPの 法令・様式集 の 様式集 労災保険関係 からダウンロードできます。

お問合せ先 茨城労働局労働基準部労災補償課医療係  
TEL 029-224-6217 FAX 029-224-6283

# 総務部総務課 山口六平太が、 オススメする 「労働保険の電子申請」



## 正確・スピーディに申請できるのです。

大量の申請書類への記入も、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。



## いつでもどこでも手続きが可能なのです。

労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいなから申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続が可能です。



## ムダな時間や移動費などのコストも削減できるのです。

申請・届出用紙の入手は不要。内容によっては複数の手続をまとめて申請できます。また、書類申請のために必要な移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。さらにマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。(ICカードリーダーは別途必要です。)

### 「労働保険の電子申請特別ホームページ」から、e-Govにアクセスしよう。

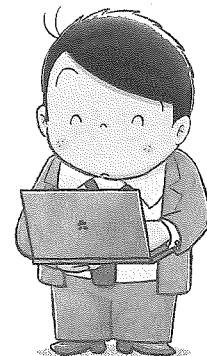
さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック1 パソコンの動作環境を確認しよう。
- チェック2 電子証明書を取得しよう。
- チェック3 ブラウザのポップアップブロックを解除しよう。
- チェック4 信頼済みのサイトに登録しよう。  
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>
- チェック5 電子申請アプリケーション(無料)をインストールしよう。  
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。

- ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
- ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。



詳しくは  労働保険の電子申請

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 TEL 029-224-6213

茨城会場

【参加無料】11/7日(木)

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

[定員] 100名

(主催:厚生労働省・茨城労働局 後援:茨城県)

プログラム

[主催者挨拶] 茨城労働局

[基調講演] 「パワハラ関連法案と今後のパワハラ防止対策」

津野 香奈美 氏 (神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科講師)

[企業による事例紹介]

[過労死遺族による体験談発表]

佐戸 恵美子 氏 (東京過労死を考える家族の会)

講師プロフィール

津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科 講師



東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部衛生学講座助教、同講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員を経て、2019年より現職。21世紀職業財団ハラスメント防止コンサルタント、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント、東京大学大学院客員研究員、(株)クオレシー・キューブ顧問。

●会場のご案内 11/7(木) 13:30~15:30 (受付13:00~)

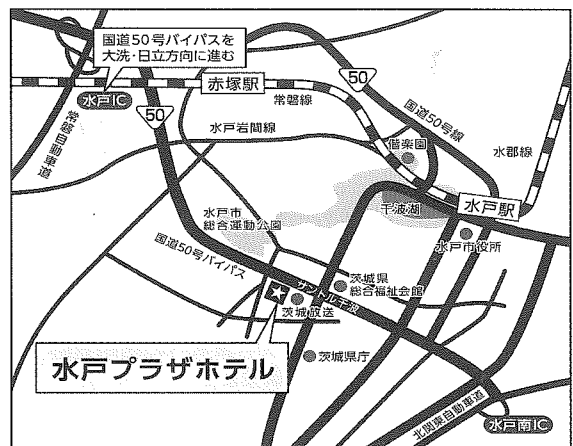
水戸プラザホテル ガーデンルーム

(茨城県水戸市千波町2078-1)

- ・JR「水戸駅」▶南口バスターミナル内、6・7・8番乗り場▶無料シャトルバスにて約15分
・JR「水戸駅」▶北口バスターミナル6番乗り場▶関東鉄道バスにて約20分
・常磐自動車道水戸ICより▶国道50号線バイパスを大洗・日立方面に約10分
・北関東自動車道水戸南ICより▶国道50号線バイパスを常磐自動車道水戸IC方面に約10分

●参加申込について

- ▶会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
▶申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
▶参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
▶定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。



●Webからの申し込み: 以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いします。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●FAXでの申し込み: 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。

FAX番号 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

時間は13:30~15:30の予定です。参加は無料です。ごぞってご参加ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 経営者 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 □ 教職員 □ 医療関係者 □ 弁護士
□ 社会保険労務士 □ パート・アルバイト □ 学生 □ 過労死家族
□ その他 [ ]

Registration form with fields for name, phone number, and company name.

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用し、他の目的で使用することはありません。個人情報はご本人の同意なく第三者に提供いたしません。委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話: 0120-053-006 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

# 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

## <産業保健セミナーの予定(10月,11月開催分)>

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
10月17日(木) 13:30-15:00	産業医活用セミナー	松井玄考先生 (産業保健相談員、元和歌山労働局長)	茨城県 産業会館 研修室	事業主、 人事労務担当者等
10月18日(金) 18:30-20:30	高齢者の健康管理と職場巡視のポイント 【日医認定(生涯・専門)申請中】	片倉薫先生 (労働衛生コンサルタント、薬剤師、労働安全 コンサルタント、元製薬会社勤務、衛生管理者)	亀城プラザ 大会議室2	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生 管理者等
10月23日(水) 14:40-16:00	メンタルヘルス・ケースカンファレンス	山村邦男先生 (産業保健相談員、山村医院院長)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業看護職、衛生管理 者、人事労務担当者等
10月23日(水) 18:30-20:30	石綿関連疾患診断技術研修会(基礎) 【日医認定(生涯・専門)申請中】	藤本伸一先生 (岡山労災病院腫瘍内科部長)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者等
10月24日(木) 18:00-19:30	胃がんの治療とその後の経過について ～手術後の障害、化学療法の副作用等に 就労支援の側面から向き合うにあたって～ 【日医認定(生涯・専門1.5)申請中】	神賀正博先生 (㈱日立製作所 ひたちなか総合病院 副院長)	中央ビル8F 会議室B (水戸)	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等
10月30日(水) 14:00-16:00	メンタルヘルス不調者への法的対応 休職から復職後まで 【日医認定(生涯・更新)申請中】	後藤直樹先生 (法テラス茨城所長 茨城調停協会 連合会会長)	中央ビル8F 会議室B (水戸)	産業看護職、事業主、 人事労務担当者、衛生 管理者、産業医等
10月31日(木) 18:30-20:30	ダイバーシティと口腔保健 【日医認定(生涯・専門1実地1)申請中】	戒田敏之先生 (産業保健相談員、かいだ歯科医院院長、 社)茨城県歯科医師会産業保健統括 マネージャー、労働衛生コンサルタント)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等
11月6日(水) 18:30-20:30	職場での発達障害への対応を考える ～スペクトラムと個性の捉え方と活かし方～ 【日医認定(生涯・実地)申請中】	笹原信一朗先生、友常祐介先生、 大井雄一先生 (産業保健相談員、筑波大学医学医療系産業 精神医学・宇宙医学グループ准教授ほか)	中央ビル8F 会議室B (水戸)	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等
11月15日(金) 18:00-20:00	働く世代の糖尿病両立支援と薬物療法 Up-Date 【日医認定(生涯・専門)申請中】	中島英太郎先生 (中部ろうさい病院糖尿病センター-糖尿病内分泌内科 部長 治療就労両立支援センター両立支援部 部長)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等
11月20日(水) 18:00-20:00	メンタルヘルス困難事例ケースワーク 【日医認定(生涯・専門)申請中】	鈴木瞬先生 (SNCメンタルヘルス・産業医事務所 代表)	中央ビル8F 会議室B (水戸)	産業医、産業看護職、 衛生管理者等
11月21日(木) 13:30-15:30	事業場における治療と 仕事の両立支援セミナー	田中完先生 (産業保健相談員 日本製鉄(株)鹿島製鉄所 安全環境防災部 安全健康室主幹 産業医) 橋村佳代子先生 (国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構核融合 研究開発部門那珂核融合研究所 管理部庶務課 保健師)	ワークプラザ 勝田 大会議室	事業主、 人事労務担当者等
11月22日(金) 18:30-20:30	石綿関連疾患診断技術研修会 (専門(読影)) 【日医認定(生涯・実地)申請中】	宇佐美郁治先生(旭労災病院長) 三浦溥太郎先生 (横須賀市立うまわち病院 顧問医師)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者等
11月28日(木) 18:00-20:00	過労死等に関する産業保健スタッフの 相談対応のスキルアップ研修 ～「長時間労働者、高ストレス者の 面接指導に関する報告書・意見書作成 マニュアル」を用いて～PART2 【日医認定(生涯・更新)申請中】	中谷敦 (産業保健相談員、(株)日立製作所 水戸健康管理センタ長)	中央ビル8F 会議室B (水戸)	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等

# 巡回健診等のお申込みは 各地区労働基準協会へ!!

茨城県内の各地区労働基準協会では、定期健康診断の実施を徹底するため、全国労働福祉協会茨城支部と連携して、巡回健診等を実施しています。

あなたの事業場のお近くでも巡回健診を実施しているかも知れません。巡回健診等のお申込みはお近くの各地区労働基準協会です。詳細については各地区労働基準協会へお問い合わせ下さい。

## 県内の労働災害発生状況速報 (令和元年8月末現在)

業種別		令和元年	前年同期
計		( 11) 1,636	( 18) 1,825
製造業		( 8) 492	( 2) 549
鋳業		( 0) 5	( 1) 5
建設業		( 1) 168	( 8) 198
内訳	土木	( 1) 32	( 4) 45
	建築	( 0) 93	( 2) 89
	その他	( 0) 43	( 2) 64
運輸交通業		( 1) 213	( 3) 228
貨物取扱業		( 0) 21	( 1) 19
農林業		( 0) 24	( 0) 28
畜産水産業		( 0) 75	( 0) 63
商業		( 1) 235	( 2) 234
その他		( 0) 403	( 1) 501

(注) ( )内は、死亡者で内数

### 令和元年死亡災害発生状況 8月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
8月 21～22時	作業 30歳代 4ヶ月	その他の 非鉄金属 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	溶解したアルミを流す型枠に残ったアルミかすを取り除くため、コンベアを動かしながら回転する機械装置の内側に刷毛で薬剤を塗る作業中、コンベアと回転する機械装置との間に足を挟まれ、全身を巻き込まれて死亡した。
			その他の 一般動力 機械	

# 講習会のご案内(令和元年10月中旬~11月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
10/15~16-17-18	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/15~16-17-18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/11~12-13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
10/30~31	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/30~31	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/12~13	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
10/15~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/19~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦、常総、龍ヶ崎協会
<b>ガス溶接</b>		
10/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
11/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>玉掛け</b>		
11/14~15-16	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/14~15-17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/15~16-17	平成館 (古河市)	古河協会
11/28~29/12/2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
11/1	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/1	平成館 (古河市)	古河協会
11/6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
11/7	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/8	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/13	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/16	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
11/17	平成館 (古河市)	古河協会
<b>ショベルローダー等運転</b>		
10/15,16~18,23~25	茨城県職業人材育成センター (水戸市)	連合会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
10/17~18-19-20	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
11/7~8-9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
11/14~15-16-17	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
10/24~25-26	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/14~15-16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
10/31~11/1	平成館 (古河市)	古河協会
11/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/26~27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者</b>		
11/5~7	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>プレス・シャーの金型等取付け等の業務</b>		
10/18~19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
11/8~9	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
10/30~31	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/2~3	平成館 (古河市)	古河協会

11/9~10	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
11/28~29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
<b>電気取扱業務(高圧)</b>		
11/20~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
11/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/25-26-27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
<b>産業用ロボットの教示・検査等の業務</b>		
11/25~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>特化物能力向上教育</b>		
10/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>安全管理者能力向上教育</b>		
11/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>職長教育</b>		
11/5~6	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
11/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
11/14~15	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/19~20	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/20~21	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>安全衛生推進者講習</b>		
11/9	平成館 (古河市)	古河協会
11/12~13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>リスクアセスメント担当者研修(製造業等)</b>		
11/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>保護具着用管理者研修</b>		
11/8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>雇用管理研修(建設業) コミュニケーションスキル等向上</b>		
10/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
10/29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/30	平成館 (古河市)	古河協会
<b>外国人技能実習法</b>		
<b>監理責任者等養成講習</b>		
10/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>技能実習責任者養成講習</b>		
10/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>技能実習指導員養成講習</b>		
10/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>生活指導員養成講習</b>		
10/31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478